

○ ち密な捜査推進要綱の制定について（例規通達）

平成2年11月26日

栃捜一第14号

（概要）

本要綱は、警察の第一次かつ独立捜査機関としての責務を改めて自覚し、ち密かつ適正な捜査を、組織的、実践的に推進することを目的に、捜査の推進要綱について定めたものである。